

### ③ 中学校教諭普通免許状

#### I 大学における養成による免許状の取得(免許法別表第1関係)

##### 1 基礎資格等(免許法別表第1)

| 免許状の種類 | 基礎資格  | 最低修得単位数            |  |
|--------|-------|--------------------|--|
|        |       | 教科及び教職に関する科目       |  |
| 中学校教諭  | 専修免許状 | 修士の学位を有すること ※1     |  |
|        | 一種免許状 | 学士の学位を有すること        |  |
|        | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 ※2 |  |

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

※2 大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合が含まれる。(施行規則第66条の5)

##### 2 最低修得単位数(施行規則第4条)

教科及び教職に関する科目(施行規則第4条第1項)

| 科目                                       | 左の各科目に含めることが必要な事項                             | 最低修得単位数   |    |          |
|--|---|-----------|----|----------|
|  |   | 専修        | 一種 | 二種       |
| 教科及び教科の指導法に関する科目【第2欄】                    | 教科に関する専門的事項 ※1                                | 28        |    | 12       |
|  | 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※2                   |           |    |          |
| 教育の基礎的理解に関する科目【第3欄】                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 10<br>(6) |    | 6<br>(3) |
|  | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)            |           |    |          |
|  | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) |           |    |          |
|  | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        |           |    |          |
|  | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※3)                |           |    |          |
|  | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             |           |    |          |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目【第4欄】 | 道徳の理論及び指導法 ※4                                 | 10<br>(6) |    | 6<br>(4) |
|  | 総合的な学習の時間の指導法                                 |           |    |          |
|  | 特別活動の指導法                                      |           |    |          |
|  | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)                    |           |    |          |
|  | 生徒指導の理論及び方法                                   |           |    |          |
|  | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法            |           |    |          |
| 教育実践に関する科目【第5欄】                          | 教育実習 ※5                                       | 5<br>(3)  |    | 5<br>(3) |
|  | 教職実践演習 ※6                                     | 2         |    | 2        |
| 大学が独自に設定する科目【第6欄】                        |   | 28        | 4  | 4        |
| 施行規則第66条の6の定める科目                         |   | 8         | 8  | 8        |
| 介護等体験(特別支援学校又は社会福祉施設等)                   |   | 7日間       |    |          |

### 3 修得単位について

#### (1) 修得単位全般

- ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)
- イ 施行規則第66条の6の定める科目(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。
- ウ 二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、一種免許状を受けようとする場合、二種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。  
この場合、「各教科の指導法」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」については、一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。(施行規則第10条の2第1項、第2項)
- エ 一種免許状を受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)
- オ 特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等体験が必要であること。(特例法第2条)  
平成10年3月31日までに大学又は文科省の指定する教員養成機関に在学した者でこれらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者は、介護等体験を要しない(特例法附則第2項)。

#### (2) 教科及び教職に関する科目

- ※1 「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は4ページの表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。(施行規則第4条の表備考第1号)
- ※2 「各教科の指導法」に関する科目の単位の修得方法は受けようとする免許教科について、専修免許状または一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上、二種免許状を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする。(施行規則第4条の表備考第6号)
- ※3 1単位以上を修得するものとする(施行規則第2条の表備考第3号)【法改正により新たに追加】
- ※4 専修免許状及び一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得すること。(施行規則第3条の表備考第4号)
- ※5
  - ア 中学校、小学校及び高等学校(義務教育学校、特別支援学校の中学部、小学部及び高等部または校を含む)の教育を中心とする。(施行規則第2条の表備考第6号、施行規則第3条の表備考第5号及び施行規則第4条の表備考第7号)
  - イ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(施行規則第2条の表備考第7号)
  - ウ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。ただし、この場合、他の校種の教育実習の単位をあてることができない。(同表備考第8号)
  - エ 中学校又は高等学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中等部又は高等部を含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄(教育実習を除く。)の科目等の単位をもつて、これに替えることができる。(施行規則第4条の表備考第8号)
- ※6 平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を取得した場合、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

音楽及び美術の各教科についての免許状については、当分の間、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄の科目等の単位数のうちどの半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。(施行規則第4条の表備考第9号)

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)

単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

イ 一種免許状又は二種免許状については、第2欄～第5欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(同表備考第14号)

ウ 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第2条の表備考第11号)

ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

(例: 高等学校免許から流用する場合は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」における「道徳の理論及び指導法」(一種、専修は2単位以上)を修得すること。)

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
|   | 幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数 |
| 教育の基礎的理解に関する科目                            | 8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位)      |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 2単位                              |
| 教育実習                                      | 3単位                              |
| 教育実践演習                                    | 2単位                              |

○施行規則第4条の表備考第1号の表

| 教科   | 教科に関する専門的事項   | 教科   | 教科に関する専門的事項  |
|------|---|------|--|
| 国語   | ○国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)<br>○国文学(国文学史を含む。)<br>○漢文学<br>○書道(書写を中心とする。)  | 社会   | ○日本史・外国史<br>○地理学(地誌を含む。)<br>○「法律学、政治学」<br>○「社会学、経済学」<br>○「哲学、倫理学、宗教学」  |
| 数学   | ○代数学<br>○幾何学<br>○解析学<br>○「確率論、統計学」<br>○コンピュータ   | 理科   | ○物理学<br>○物理学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○化学<br>○化学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○生物学<br>○生物学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○地学<br>○地学実験(コンピュータ活用を含む。) |
| 音楽   | ○ソルフェージュ<br>○声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)<br>○器学(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)<br>○指揮法<br>○音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)<br>○音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)      | 美術   | ○絵画(映像メディア表現を含む。)<br>○彫刻<br>○デザイン(映像メディア表現を含む。)<br>○工芸<br>○美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)                            |
| 保健体育 | ○体育実技<br>○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)<br>○生理学(運動生理学を含む。)<br>○衛生学・公衆衛生学<br>○学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) | 保健   | ○生理学・栄養学<br>○衛生学・公衆衛生学<br>○学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)  |
| 技術   | ○木材加工(製図及び実習を含む。)<br>○金属加工(製図及び実習を含む。)<br>○機械(実習を含む。)<br>○電気(実習を含む。)<br>○栽培(実習を含む。)<br>○情報とコンピュータ(実習を含む。)                   | 家庭   | ○家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)<br>○被服学(被服製作実習を含む。)<br>○食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)<br>○住居学<br>○保育学(実習を含む。)                          |
| 職業   | ○産業概説<br>○職業指導<br>○「農業、工業、商業、水産」<br>○「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」   | 職業指導 | ○職業指導<br>○職業指導の技術<br>○職業指導の運営管理  |
| 英語   | ○英語学<br>○英語文学<br>○英語コミュニケーション<br>○異文化理解   | 宗教   | ○宗教学<br>○宗教史<br>○「教理学、哲学」  |

【備考】

- ア 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含んで単位を修得しなければならない。(施行規則第4条の表備考第2号)  
ただし、修得するすべての単位が当該内容を含んでいる必要はなく、各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足りる。
- イ 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。(施行規則第4条の表備考第3号)
- ウ 「 」の科目については、1科目以上について修得すること。ただし、「農業、工業、商業、水産」については、これらの科目のうち2科目以上(水産は商船に代替することができる)について、それぞれ2単位以上を修得すること(施行規則第4条の表備考第4号)

## II 教育職員検定による上位免許の取得(免許法別表第3関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

### 1 中学校教諭二種免許状

(1) 在職年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第4号)

|   |  |            |    |    |    |    |    |    |    |
|---|--|------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 中学校助教諭臨時免許状取得後、<br>中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数             |  | 6          | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 中学校助教諭臨時免許状取得後、<br>大学等において修得することを要する最低単位数             |  | 45         | 40 | 35 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 |
| 科目  | 左記の各科目に含めることが必要な<br>事項                                 | 最低修得単位数    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教科に関する<br>専門的事項に<br>関する科目                             | 教科に関する専門的事項  | 10         | 9  | 8  | 7  | 6  | 5  | 4  | 3  |
|   |  | 免許教科に応じた科目 |    |    |    |    |    |    |    |
| 各教科の指導<br>法に関する科<br>目又は教諭の<br>教育の基礎的<br>理解に関する<br>科目等 | Iの2<br>第2欄の「各教科の指導法(情報機器<br>及び教材の活用を含む。)」及び第3<br>欄、第4欄 | 21         | 19 | 17 | 15 | 13 | 10 | 8  | 6  |
| 大学が独自に設定する科目  |  | 4          | 4  | 3  | 3  | 2  | 2  | 1  | 1  |

**※免許状申請時に中学校助教諭臨時免許状が有効期間内である必要がある。**

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、中学校(義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。

ウ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

## 2 中学校教諭一種免許状

### 1. 短期大学卒業者等が中学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第3号)

|  |  |    |    |            |    |    |    |    |   |   |   |
|--|--|----|----|------------|----|----|----|----|---|---|---|
| 中学校教諭二種免許状取得後、<br>中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 5  | 6  | 7  | 8          | 9  | 10 | 11 | 12 |   |   |   |
| 中学校教諭二種免許状取得後、<br>大学等において修得することを要する最低単位数 | 45   | 40 | 35 | 30         | 25 | 20 | 15 | 10 |   |   |   |
| 科目                                       | 左記の各科目に含めることが必要な事項                             |    |    | 最低修得単位数    |    |    |    |    |   |   |   |
| 教科に関する専門的事項に関する科目                        | 教科に関する専門的事項                                    |    |    | 10         | 9  | 8  | 7  | 6  | 5 | 4 | 3 |
|  |  |    |    | 免許教科に応じた科目 |    |    |    |    |   |   |   |
| 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等        | Iの2<br>第2欄の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」及び第3欄、第4欄 |    |    | 16         | 15 | 13 | 12 | 10 | 8 | 6 | 5 |
| 大学が独自に設定する科目                             | 4  | 4  | 4  | 3          | 3  | 2  | 2  | 2  |   |   |   |

### (2) 在職年数について

ア 在職年数には、中学校(義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

- ① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事、小学校(特別支援学校の小学部を含む)の専科教員(一種免許状を受ける場合のみ)

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

### (3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。

ウ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

2. 大学に3年以上在学した者等が中学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科(短期大学の専攻科を含む。)に1年以上在学し、93単位以上修得した者は、次の表により中学校教諭一種免許状を取得できる。

ア 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第14条第1項第2号)

|   |  |            |    |    |    |
|---|--|------------|----|----|----|
| 中学校教諭二種免許状取得後、<br>中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数              |  | 3          | 4  | 5  | 6  |
| 中学校教諭二種免許状取得後、<br>大学等において修得することを要する最低単位数              |  | 25         | 20 | 15 | 10 |
| 科目  | 左記の各科目に含めることが必要な<br>事項                                 | 最低修得単位数    |    |    |    |
| 教科に関する<br>専門的事項に<br>関する科目                             | 教科に関する専門的事項  | 6          | 5  | 4  | 3  |
|   |  | 免許教科に応じた科目 |    |    |    |
| 各教科の指導<br>法に関する科<br>目又は教諭の<br>教育の基礎的<br>理解に関する<br>科目等 | Iの2<br>第2欄の「各教科の指導法(情報機器<br>及び教材の活用を含む。)」及び第3<br>欄、第4欄 | 10         | 9  | 6  | 5  |
| 大学が独自に設定する科目  |  | 4          | 3  | 3  | 2  |

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、中学校(義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事、小学校(特別支援学校の小学部を含む)の専科教員(一種免許状を受ける場合のみ)

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)



(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。
- ウ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。
- エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

### 3 中学校教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第3)

|   |    |
|---|----|
| 中学校教諭一種免許状取得後、<br>中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 3  |
| 中学校教諭一種免許状取得後、<br>大学等において修得することを要する最低単位数  | 15 |

(2) 在職年数について

- ア 在職年数には、中学校(義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。
- イ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条)  
専修免許状の授与を受ける場合は、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

### Ⅲ 教育職員検定による他の教科の免許状の取得(免許法別表第4関係)

中学校教諭の普通免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合、次の単位を修得すれば、免許状を取得することができる。

#### (1) 基礎免許状及び最低修得単位数一覧表(免許法別表第4、施行細則第15条)

| 免許状の種類           |                   | 中学校教諭 |       |       |
|------------------|-------------------|-------|-------|-------|
|                  |                   | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 基礎免許状            |                   | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 20    | 20    | 10    |
|                  | 各教科の指導法に関する科目     | 8     | 8     | 3     |
|                  | 大学が独自に設定する科目      | 24    | /     |       |

#### (2) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、基礎免許状の取得以前以後に問わない。
- ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は4ページの表に掲げる免許種類に応じ各科目について、それぞれ1単位以上を修得するものとする。(一般的包括的内容を含む。)
- エ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。(施行規則第15条の表備考第2号)

#### (3) 大学が独自に設定する科目

- ア 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第4備考第2号)
- イ 大学が独自に設定する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得する必要がある。(施行細則第2条の表備考第14号)
- ウ 専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。(免許法別表第4備考第4号)

#### IV 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得(免許法別表第8関係)

小学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状取得後、中学校教諭二種免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として3年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

##### ① 別表第8

##### (1) 最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2)

| 基礎免許状                                      |                                    | 小学校     | 高等学校 |
|--|------------------------------------|---------|------|
| 基礎免許状取得後、小学校又は高等学校の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数 |                                    | 3       | 3    |
| 基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数            |                                    | 14      | 9    |
| 科目   | 左記の各科目に含めることが必要な事項                 | 最低修得単位数 |      |
| 教科及び教科の指導法に関する科目                           | 教科に関する専門的事項(4ページ参照)                | 10      | -    |
|  | 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)            | 2       | 2    |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目        | 道徳の理論及び指導法                         | 2       | 1    |
|  | 生徒指導の理論及び方法                        |         | 2    |
|  | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 |         |      |
|  | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                |         |      |
| 大学が独自に設定する科目 ※1                            |                                    |         | 4    |

※ 免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる(施行規則第18条の3第1項)。

| 取得しようとする中学校教諭二種免許状  | 有している高等学校教諭普通免許状    |
|---------------------|---------------------|
| 国語                  | 国語                  |
| 社会                  | 地理歴史又は公民            |
| 数学                  | 数学                  |
| 理科                  | 理科                  |
| 音楽                  | 音楽                  |
| 美術                  | 美術                  |
| 保健体育                | 保健体育                |
| 保健                  | 保健                  |
| 技術                  | 工業又は情報              |
| 家庭                  | 家庭                  |
| 外国語(英語その他外国語ごとに応ずる) | 外国語(英語その他外国語ごとに応ずる) |
| 宗教                  | 宗教                  |

(2) 在職年数について

- ア 在職年数には、小学校においては義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の教諭又は講師としての期間を含み、高等学校においては特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。(助教諭を除く)
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、基礎免許状を修得した後であること。
- ウ 教科及び教職に関する科目
  - ① 教科に関する専門的事項
    - 4 ページの表に掲げる免許教科に応じ、各科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。(一般的包括的内容を含む)(施行規則第18条の2の表備考第1号)
  - ② 各教科の指導法  
それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第2号)
  - ③ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目については、最低単位数が1単位の場合も含め、全ての事項を含み修得するものとする。2単位以上修得していても、内容が満たされていない場合は免許状の授与は不可。
- エ 大学が独自に設定する科目
  - ※1 高等学校教諭普通免許状を基礎免許として、国語、社会、理科、美術及び技術の教科の免許状を受けようとする場合、「教科又は教職に関する科目」について次のとおり単位を修得する必要がある。(施行規則第18条の2の表備考第3号)

| 教科                | 必要科目   | 単位数                        |
|-------------------|--|----------------------------|
| 国語                | ○書道(書写を中心とする。)   | 1単位以上                      |
| 社会(地理歴史の免許状を有する者) | ○「法律学、政治学」<br>○「社会学、経済学」<br>○「哲学、倫理学、宗教学」  | 各科目1単位以上                   |
| 社会(公民の免許状を有する者)   | ○日本史・外国史<br>○地理学(地誌を含む。)   | 各科目1単位以上                   |
| 理科                | ○物理学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○化学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○生物学実験(コンピュータ活用を含む。)<br>○地学実験(コンピュータ活用を含む。) | 左記のうち、3以上の科目について、それぞれ1単位以上 |
| 美術                | 工芸   | 1単位以上                      |
| 技術                | ○木材加工(製図及び実習を含む)<br>○金属加工(製図及び実習を含む)<br>○栽培(実習を含む)   | 各科目1単位以上                   |

「」はそのうち1以上の科目について修得する必要があります。

② 平成29年度施行法による別表8

上記①の勤務年数に加え、平成28年4月1日以降の中学校(特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)(助教諭を含む)の勤務経験がある場合には、3単位×在職年数分の単位数を取得したものとみなす。(上記①の単位数の半数までが限度)

最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2備考第4号、山梨県教育職員免許に関する規則第18条第1項第3号、第4号)

| 基礎免許状  |                                    | 小学校     |   |   | 高等学校 |   |
|--|------------------------------------|---------|---|---|------|---|
| 中学校、小中一貫校、義務教育学校、中高一貫校、中等教育学校、特別支援学校の中学部の教諭又は教員として良好な成績で勤務した在職年数 |                                    | 1       | 2 | 3 | 1    | 2 |
| 基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数                                  |                                    | 11      | 8 | 7 | 6    | 5 |
| 科目   | 左記の各科目に含めることが必要な事項                 | 最低修得単位数 |   |   |      |   |
| 教科及び教科の指導法に関する科目   | 教科に関する専門的事項(4ページ参照)                | 7       | 5 | 5 | —    |   |
|  | 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)            | 2       | 1 | 1 | 1    | 1 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目                              | 道徳の理論及び指導法                         | /       |   |   | 1    | 1 |
|  | 生徒指導の理論及び方法                        | /       |   |   | 1    |   |
|  | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 2       | 2 | 1 |      |   |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法  | /                                  |         |   | 3 |      |   |
| 大学が独自に設定する科目(①の(1)の※1と同様)  | /                                  |         |   |   |      | 2 |